主な指摘事項・不備事項等の根拠規定並びに具体的内容及び注意点

NO.	項目 (根拠規定等)	具体的内容 ⇒注意点
1	区分管理必要額算出 (金商法第 43 条の 3、金商業府令第 143 条、143 条の 3)	取引所為替証拠金取引にかかる顧客区分管理必要額について算出方法に誤りがありました。 ⇒取引参加者等は、顧客から受領した証拠金を全て金融取に預託する必要があります。但し、金融取への預託時限以降に顧客から証拠金の差し入れを受けた場合は、受領した証拠金の額そのものが顧客区分管理必要額になります。これに評価損益その他を加減算してはなりません。
2	交付書面 (金商業府令第 99 条)	取引報告書(契約締結時交付書面)の記載事項について、「営業所又は事務所の名称」の記載漏れがありました。 ⇒営業所又は事務所が本店のみのインターネット専業事業者の場合であっても、「本店」又は「本社」を記載しなければなりません。
3	交付書面 (金商業府令第 100 条)	取引報告書(契約締結時交付書面)の記載事項について、「顧客が支払うこととなる金銭の額及びその計算方法」の記載漏れがありました。 ⇒「顧客が支払うこととなる金銭の額及びその計算方法」の記載方法には、契約締結時交付書面に直接記載する方法、又は計算方法を掲載したホームページの URL を記載する方法があります。URLを記載する場合は、参照先画面で顧客が支払うこととなる金銭の額及びその計算方法を具体的に記載することが必要です。
4	交付書面 (協会の金融先物取引業務取扱規則第 21条第2項第1号、 第2号)	取引報告書(契約締結時交付書面)の記載事項について、「顧客が当該書面を受け取ったときは、その記載内容を確認すること」、「当該書面の内容に相違又は疑義があるときは、遅滞なく、会員の担当責任者に直接照会すること」の記載漏れがありました。 ⇒以上の記載事項は、左記規則で要件として定められており、 省略することはできません。
5	口座設定約諾書の変 更 (受託契約準則第 6 条の2第3項)	顧客から、金融取の定める為替証拠金取引口座設定約諾書の差入れを求めるべきところ、その内容を変更していました。 ⇒口座設定約諾書の内容を取引参加者が変更することはできません。

NO.	項目 (根拠規定等)	具体的内容 ⇒注意点
6	口座設定約諾書の内容不備 (受託契約準則第6条の2第3項、協会の金融先物取引業務取扱規則第9条第1項)	顧客から、金融取が定める様式による為替証拠金取引口座設定約 諾書の差入れを受けるべきところ、平成25年3月11日付変更を 反映した新様式の約諾書ではなく、旧様式の約諾書の差入れを受 けていました。また、平成25年3月11日以前に口座開設を行っ た顧客から、同日付変更内容を反映した新様式の約諾書への差換 え又は変更契約を締結すべきところ、当該差換え又は変更の手続 きを行っていませんでした。
		⇒金融取が口座設定約諾書の変更を行った場合には、新たな顧客には新様式の約諾書の差入れを求めるとともに、既存顧客については、新様式の約諾書への差換え又は変更契約を締結することが必要になります。また、金融取では取引参加者の取次者向けの「口座設定約諾書に準じた契約書」のサンプルを提供しています。このサンプルは、平成 27 年 12 月に改訂していますので、平成 27 年 12 月以降に口座を開設する顧客からは、改訂後の様式に準じた契約書を徴求してください。
7	取引開始基準 (協会の金融先物取 引業務取扱規則第 7 条)	顧客が取引所為替証拠金取引口座を開設するにあたり、取引開始基準に関して具体的な資力基準が定められていませんでした。 ⇒顧客の取引経験、資力その他会員が必要と認める事項について、取引開始基準を定めなければなりません。
8	勧誘・説明態勢 (金融商品取引業者 等向けの総合的な監督指針Ⅲ-2-3-1、Ⅲ -2-3-2)	顧客属性等に即した適正な投資勧誘を行うための、内部管理態勢の整備が不十分でした。 ⇒顧客の知識、経験、財産の状況、投資目的やリスク管理判断能力等に応じ、顧客属性等に則した適正な投資勧誘の履行を確保する観点から、以下のような対応が必要です。 ・顧客属性等に則した適正な勧誘を行う。 ・内部管理部門は、顧客属性等に照らして適切な勧誘が行われているか等についての検証を行うとともに、その実効性を確保するための態勢構築に努める。 【例】電話の通話録音や営業日誌等で、顧客の勧誘状況を事後的に検証できる態勢を構築する、など。 ・顧客口座ごとの売買損、評価損、取引回数、手数料の状況等を参考にして、顧客の取引実態を把握する。 ・各営業部門における管理責任者等による顧客面談等を適時・適切に実施し、取引実態の的確な把握に努める。

NO.	項目 (根拠規定等)	具体的内容 ⇒注意点
9	(依拠規定等) 勧誘・説明態勢 (金融商品取引業者 等向けの総合的な監 督指針Ⅲ-2-3-1、Ⅲ -2-3-2)	 営業員(外務員)の外務行為の適正性を確保する観点から実施する、営業員による勧誘の実態を把握するための内部管理態勢の整備が不十分でした。 ⇒顧客属性等に則した適正な勧誘の履行を確保する観点から、営業員の勧誘実態等の把握及び法令遵守の徹底において、以下のような対応が必要になります。 ・各営業部門における管理責任者等が、必要に応じて顧客と直接面談等を行うことにより、勧誘実態等の把握に努める。 ・内部管理部門においては、各営業部門における管理責任者等が行う顧客面談等に係る具体的な方法を定め、当該方法を役職員に周知徹底する。
10	ロスカット管理 (金商法第40条第2 号、金商業府令第 123条第1項第21号 の2、協会の金融先 物取引業務取扱規則 第25条の3に関する 細則)	ロスカット取引の取扱いその他必要な事項が社内規程として定められていませんでした。 ⇒協会の定める基準に加え、自社で定める基準により、ロスカットが適正に処理されていることを検証する必要があります。 【主な基準】 ・ロスカット監視間隔が適正か ・ロスカット処理後の証拠金維持率が適正か ・ロスカット判定時刻と執行時刻の差が適正か また、ロスカット執行状況について、定期的又は必要に応じて取締役会等に報告することも必要です。
11	個人情報保護 (個人情報保護法第 22条、個人情報保護 に関するガイドライ ンの安全管理措置等 についての実務指針 I(1)1-1~4)	個人情報保護に関する安全管理措置に係る社内規程等が定められていませんでした。 ⇒個人情報保護法等では、個人データの安全管理に係る基本方針及び取扱規程等を整備することが求められています。
12	個人情報保護 (金融分野における 個人情報保護に関す るガイドライシス 10条、第12条、個 人情報保護に関っ がイドラインの がイドラインの で理措置等に の 実務指針 I	個人情報の外部委託先の監督に関する社内規程等が定められていませんでした。 ⇒個人情報を外部委託する場合は、外部委託先を監督するための取扱規程を整備するよう左記のガイドラインで求められています。 具体的には、①委託先の選定基準 ②委託契約に盛り込むべき安全管理に関する内容、を定める必要があります。

NO.	項目 (根拠規定等)	具体的内容 ⇒注意点
	(1) 1-4、Ⅲ-5-1、3、 4)	
13	個人情報保護 (個人情報保護に関 するガイドライン第 12条、金融分野にお ける個人情報保護に 関するガイドライン 実務指針Ⅲ-5-4)	個人情報の外部委託先に対し、定期的な安全管理措置の確認が行われていませんでした。 ⇒個人情報の外部委託先の監督として、委託契約上の安全管理措置の遵守状況を定期的にモニタリングする必要があります。特に、取引システムを外部委託している場合、顧客データへのアクセス管理の状況、及びシステムの運用状況等を監督することが左記のガイドラインでも求められています。
14	反社会的勢力 (協会の反社会的勢 力との関係遮断に関 する規則第4条、第 10条、第11条)	反社会的勢力との関係遮断のための基本方針が公表されておらず、基本方針を実現するための社内規程が定められていませんでした。 ⇒反社会的勢力との関係遮断のための基本方針を策定するとともに、公表しなければなりません。また、基本方針の策定を実現するための社内規則を制定する必要があります。さらに、当該社内規則の遵守及び反社会的勢力との関係を遮断するための管理態勢整備等のため、社内研修を実施するなど役職員の啓蒙に努めなければなりません。
15	苦情処理態勢 (金融商品取引業者 等向けの総合的な監 督指針Ⅲ-2-5-1(2) ②~⑤)	顧客から苦情(不満の申し出)を受付けたにもかかわらず、社内規程に基づく報告がなされておらず、また、記録が適切に保存されていませんでした。 ⇒苦情等対処の担当者を適切に配置するとともに、主管部署及び担当者が、個々の職員が抱える顧客からの苦情等の把握に努め、速やかに関係部署に報告を行う態勢を整備しなければなりません。また、苦情等に関し、社内規程等に基づき適正に業務が運営されるよう、研修その他の方策により社内に周知・徹底する等で、態勢を整備することが必要です。
16	広告管理 (協会の広告等の表 示及び景品類の提供 に関する自主規制規 則第6条)	広告審査体制が未整備であり、広告等(広告及び広告類似行為)の表示の適正化を図るための社内規則が定められていませんでした。 ⇒広告等の表示及び景品類の提供の適正化を図るため、広告等の表示及び景品類の提供に係る審査体制、審査基準及び審査記録の保管体制に関する社内規則を制定し、これを役職員へ周知し、その遵守を徹底することが必要です。 なお、広告等には、新聞や雑誌等による広告以外に、電子メール、ホームページ、パンフレット、ビラ等による情報提供も広告類似行為として含まれますのでご留意ください。

NO.	項目 (根拠規定等)	具体的内容 ⇒注意点
17	金融商品取引責任準 備金	金融商品取引責任準備金について、積み立てが行なわれていませ んでした。
	(金商法第 46 条の 5、金商業府令第 175 条第 1 項)	⇒金融商品取引業者は、金商業府令で定めるところにより、中間 決算期及び決算期(中間決算を行わない場合は決算期のみ)に、 金融商品取引責任準備金を積み立てなければなりません。金商業 府令で定める規則に則り、期中の売買高等を元に要積立額を算出 します。
		なお、取引参加者の取次者も、積み立てなければなりません。
18	システムリスク管理 態勢	取引所為替証拠金取引及び取引所株価指数証拠金取引に係るシステム障害訓練が実施されていませんでした。
	(金融商品取引業者 等向けの総合的な監 督指針Ⅲ-2-8(1)⑨ ⑪、金融商品取引業 者等検査マニュアル Ⅱ-1-2 5.(5)(6))	⇒システム障害訓練は、全社レベルで行い、外部委託先等と合同で、定期的に実施することが求められています。これに加え、外部委託先を含めた報告態勢及び指揮・命令系統が明確か否かも検証することが必要です。
19	内部監査 (金融商品取引業者 等向けの総合的な監 督指針Ⅲ-1(1)④)	内部監査について、監査項目の不足並びに監査実施内容の記録及び監査証跡が残されていない等、不十分な点が見られました。特に、営業員の外務行為に対する内部管理態勢について、実効性のある内部監査が行われていませんでした。
		⇒内部管理部門は、営業員の外務行為の適正性を確保するための内部管理態勢を十分に整備していませんでしたが、内部監査部門はこれを見逃すなど、その役割を果たしていませんでした。内部監査部門は、内部管理態勢等の適切性及び有効性を検証するために、その機能を確実に発揮できる態勢を備えていなければなりません。